

販売物件明細書

四万十森林管理署

1(物件番号) 第 4 号

2(物件所在地 高知県幡多郡三原村宮ノ川
及び国有林名等) 東畑ヶ谷山国有林1009林班ち小班

3(伐採方法) 皆伐

4(面積) 13.38 ha

5(林齢) 58年生

6(物件の種類)

樹 種	本 数	材 積 (m3)	備 考
ス ギ	1,069	1,052.94	
ヒ ノ キ	11,482	5,102.45	
そ の 他 L	6	2.33	
L 低 質 材	5	0.99	
計	12,562	6,158.71	

7(立木の調査方法)

輪尺・測高器を用いた毎木調査

8(搬出期間) 36ヶ月 以内

9(法令制限林の有無及び種類)

10(運搬路(林道)の通行制限)

県道344号線については、道路の損傷があるため、現地を十分に確認の上通行すること。

11(特記事項)

- ①当該物件は、盛土規制法の規制区域であることから、盛土規制法の規制対象となる規模の残土処理をする際には、買受人が県知事等へ許可申請又は届出の必要な手続きを行うこと。
- ②搬出支障木は必要最小限にとどめること。
- ③周辺の林木を損傷しない方法とすること。
- ④高山植物の保護、その他環境の保全に十分注意すること。
- ⑤道路及び歩道等の安全通行に支障のない集材設備および作業方法により実行すること。
- ⑥末木枝条等の整理および盤台跡地を原状回復すること。
- ⑦林地保全、河川汚濁防止等に努めること。
- ⑧河川及びダム湖並びに道路等の上空を枝条運搬する時は、落下等特に注意すること。

12(現地案内)

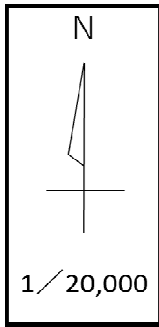
現地案内を希望されます方は、四万十森林管理署又は三原森林事務所へ問合せください。
(四万十森林管理署:0880-34-3155 ・ 三原森林事務所:0880-46-2211)

13(その他)

当物件は、分収造林のため、別紙「特約事項」を十分熟知の上入札してください。

第 4 号

12,562	6,158.71
--------	----------



立木物件位置図

(売払番号4号)

東畑ヶ谷山国有林1009林班ち小班

面積:13.38ha

凡例 売払区域(皆伐)



縮尺:20,000分の1

